

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

令和 7年 6月 24日

住 所 高知県南国市久枝乙58番地

事 業 者 名 高知空港ビル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 岩城 孝章
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

空港施設面においては、基本的には移動円滑化基準に適合しているため、現時点で改修等予定はしていない。
人的な旅客支援については、定期的にバリアフリー講習を実施する等、航空会社スタッフ及び商業テナントスタッフと協力し対応力を向上していく方針である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	予定なし

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
役務の提供のための マニュアルの作成 設備の定期点検	現在、役務の提供に関し、お客様より過去に寄せられたバリアフリー相談事例（対応情報を含む）、県下のバリアフリー認定施設情報をまとめたマニュアルを作成している。（令和7年3月作成）令和7年度も引き続きアップグレードに努める。 施設構内のエレベーター設備について、障害のある方に対し、必要な役務が提供できるよう、令和7年度も設備の点検を定期的実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
他業者との連携	高齢者、障害者等の航空機の乗り降り時については、人的な支援を航空会社へ協力依頼を求める。二次交通における乗り降り時や、ビル施設内誘導についても同様に、人的な支援をバス会社及びビル館内テナントへ協力依頼していく。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設利用情報の提供	高知県制作のホームページ「高知のバリアフリー観光」に、施設情報を提供している。https://kochitourism-barrierfree.jp/det.php?i=18

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー講習の実施	空港館内従業員向けのバリアフリー講習を実施し、旅客を車いすにより誘導する際の知識を座学と実技の両面から研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種ポスターの掲示	国土交通省が作成する「多目的トイレの円滑な利用の呼び掛け」「ベビーカーキャンペーン」「子供用車いす理解促進」各種ポスターを施設構内に掲示し、お客様が安全に安心してご利用いただけるよう啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高知県が主催するバリアフリー観光の協議会等に参加し、移動円滑化のために必要な連携に関する情報を社内周知するとともに他事業者と共有する。 また、役務の提供についても、お客様よりマニュアル記載外の問合せがあった場合は、所属課内で対応を検討し、その対応に合わせてマニュアルも適宜更新するなどPDCAサイクルによる措置を講じる。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし	該当せず	令和6年度は、移動等円滑化取組計画書の作成基準（過去3ヶ年の空港平均利用者数が3,000人以上）に満たないため、国土交通省航空局による指定取消通知（令和5年6月27日付）により作成を免除されており、令和6年度計画書は未作成。

V 計画書の公表方法

当社ホームページ上に掲出する。<http://www.kochiap.co.jp/>

VI その他計画に関連する事項

特になし

- 注 1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。